令和５年第５回野洲市教育委員会臨時会　議事録

○日　時　令和５年３月２２日
　　開会時刻１４時００分
　　閉会時刻１４時３０分
○場　所　野洲市役所別館　教育長室

○出席委員
　教育長　西村　健
　委　員　南出　久仁子　　委　員　山﨑　玲子　　委　員　本田　亘

○欠席委員
　委　員　瀬古　良勝

○説明員

教育部長	馬野　　明
教育部次長	北脇　康久
教育部次長（学校教育担当）	井上　善之（兼学校教育課長）
教育部次長（文化財担当）	行俊　　勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）
教育総務課長	鎌田　征隆
スポーツ施設管理室長	小山　　茂
スポーツ施設管理室主席参事	吉川　一仁（兼国スポ障スポ大会推進室主席参事）
人事課長	松井　健作
人事課専門員	松岡　秀樹

令和5年第5回野洲市教育委員会臨時会

2023年3月22日

【西村教育長】　それでは引き続き、議案第18号、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　議案第18号、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、ご説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。

今回の補正につきましては、令和4年度から令和5年度へ繰越明許を行うものでございます。詳細につきましては、議案書関係資料4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。まず4ページ上から3つ目、教育費、教育総務費、教育振興費、事業名通学通園バス運行費では、通学通園バス置き去り防止対策事業50万円を繰り越すものでございます。これは、通学通園バス置き去り防止装置の設置の義務化に伴い、2月補正予算に計上していたものでございます。しかし、国のガイドラインに適合したより安全な運用が可能となる装置の製作や、関係者への協議に時間を要しており年度内の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、小学校費、小学校管理費、事業名小学校施設整備費では、中主小学校旧館棟改築事業6億4,563万2,000円を繰り越すものでございます。これは、国の環境基準値を超えるヒ素が今年度当初に検出され、土壌汚染対策工事が必要となり、その対策工事に相当の日数を要したことから年度内の完了が見込めず、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、事業名小学校施設整備費の野洲小学校プール解体事業、3,195万円を繰り越すものでございます。これは、冬場の工事ということで、積雪や天候不良で解体工事後の整地工事に遅れが生じ年度内の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものでございます。

続いて5ページ、社会教育費、文化財保護費、事業名永原御殿保存整備事業費では、永原御殿跡保存整備事業1,546万8,000円を繰り越すものでございます。これは、国有地に係る官民境界確定協議に日数を要したこと、また土地購入において購入額及び物件移転等損失補償額の協議に日数を要したことから年度内の完了が見込めず、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、保健体育費、体育施設費、事業名総合体育館管理運営費では、総合体育館大規模改修事業1億4,350万4,000円を繰り越すものでございます。これは、半導体供給不足により空調や照明設備更新等の機器調達に日数を要したことから年度内の完了が見込めず、翌年度に繰り越すものでございます。

以上のことから、令和4年度野洲市一般会計補正予算（第15号）につきまして、教育委員会として適正と認めるという意見を提出しようとするものでございます。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 18 号について、ご質問等はございませんか。南出委員どうぞ。

【南出委員】　総合体育館に関わることですが、4 月から市長部局に移管になりますが、このまま市長部局に移管されるのですか。今、教育委員会として管理しているものがどういう扱いになるのかわかっておらず、教えていただけますか。

【西村教育長】　北脇次長。

【北脇教育部次長】　予算は教育費のままになります。今は教育委員会で執行していますが、今後は市長部局の市民部での執行となります。

【西村教育長】　他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 18 号、令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 15 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 18 号は可決されました。

次に議案第 19 号、野洲市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、人事課より説明をお願いします。

【松井人事課長】　人事課、松井です。それでは、この資料に基づきまして、議案第 19 号、野洲市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

地方公務員法の一部を改正する法律に基づく定年の引き上げがあり、それに伴う改正を行おうとするものでございます。改正内容としましては、現在の再任用職員制度が廃止され、60 歳を迎える翌年度に短時間勤務をする職員は定年前再任用短時間勤務制度を利用することになります。制度の運用は、現在の再任用制度と同様とすることが基本とされていることからそれに伴う見出し、及び適用条文の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。規則第 5 条見出し、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「同条地方公務員法の適用条文の第 28 条の 5 第 1 項及び第 28 条の 6 第 2 項の規定に基づき再任用される」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された」に改めます。なお、この規則につきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 19 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 19 号、野洲市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 19 号は可決されました。

次に日程第 3、報告事項に移ります。報告事項①、野洲市立学校職員の服務に関する規程の一部改正について、人事課より説明をお願いします。

【松井人事課長】　報告案件の野洲市立学校職員の服務に関する規程の一部改正について、まず、主旨の部分ですが、規程第 1 条に記載しています 36 条について条ずれが発生していますので 38 条に改めさせていただきます。第 4 条及び第 5 条にあります転任につきましては定年延長の役職定年による転任にも赴任や引き継ぎを義務付けるという意味合いで改正するものでございます。以上です。

【西村教育長】　ただ今、説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第 4、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。